５世保認調第６５２号

令和５年９月２５日

区内認可外保育施設設置者　各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長

松岡　敏幸

運営状況の報告について（依頼）

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の設置する認可外保育施設について、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５９条第１項及び第５９条の２の５並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和２年３月９日３１世保認調第１２３６号）第７条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

　正当な理由がないにも関わらず、報告がない場合は、児童福祉法第６２条第７号の規定により、罰則が適用される場合があります。また、報告の有無に関しては、世田谷区ホームページで公開される予定ですのでご承知おきください。

記

１　提出書類

（１）運営状況報告(エクセル表)

　　　　※**電子申請をされる施設は、別紙「電子申請による提出方法」をご確認の上、申請してください。また、施設用控えとして、必ずコピーを施設で保管してください。**

　　　　※本様式は、世田谷区ホームページにも掲載しています。郵送で書類を受け取った施設もデータで作成していただくことが可能です。併せて記入例もご参照ください。

【掲載先】（ページ番号：１８５６９８）

〈<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/001/010/001/d00185698.html>〉世田谷区ホームページ[目次から探す](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/index.html)>[子ども・教育・若者支援](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/index.html)>[保育](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/index.html)>[保育施設・事業](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/001/index.html)>[認可外保育施設](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/001/010/index.html)>[認可外保育施設について事業者の方向け情報（通知、事務連絡、お知らせ）](https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/001/010/001/index.html)>運営状況の報告について（認可外保育施設）

（２）運営状況報告書に添付する書類

|  |  |
| --- | --- |
| 必要書類 | 部数 |
| 送付書 | １部 |
| 職員名簿 | １部 |
| 有資格者(保育士、看護師、准看護師、保健師、助産師)の資格が確認できる  書類の写し | １部 |
| 研修受講証の写し等、研修に参加したことが分かる書類  ※１日の保育乳幼児数が常時５人以下の施設のみ提出してください。定員を  ６名以上に設定している場合は、提出不要です。 | １部 |
| 配置図（隣接している建物、接道がわかるもの） | １部 |
| 平面図（保育室の有効面積、出入口、避難経路を記入すること） | １部 |
| 入所児童に関する保険の保険会社との契約書類（保険証書）の写し | １部 |
| パンフレット、料金表、シフト表など（作成している場合のみ） | １部 |
| 企業主導型保育事業助成決定通知書（助成決定を受けている場合のみ） | １部 |

２　基準日　　**令和５年１０月１日（日）**

　　※今年度は１０月１日（日）が休園日となる場合は、**直後**の開園日を基準日としてご記入ください。

３　提出期限

　　　◎電子申請：**令和５年１０月２８日（土）午前０時　厳守**

　　　◎郵　　送：**令和５年１０月２７日（金）厳守**

４　提出方法

下記の提出方法のどちらかを選んでご提出ください。

　　　◎電子申請：別紙「電子申請による提出方法」をご覧ください。

　　◎郵　　送：封筒の表に**「運営状況報告書在中」**とご記載のうえ、下記提出先にご提出

ください。

≪提出先≫

〒１５４－８５０４　世田谷区世田谷４－２１－２７

　　　　世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課認可外保育施設担当（届出）

５　その他

（１）下記の届出事項に変更が生じた場合は、別途、「認可外保育施設事業内容等変更届（別記第２号様式）」により速やかに届け出てください。

① 施設の名称・所在地・連絡先

② 設置者の氏名・住所・連絡先

③ 管理者（施設長）の氏名・住所

④ 設備の規模・構造

⑤ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

⑥ （定員５人以下の施設が定員６人以上に変更する場合のみ）定員数

（２）令和５年１０月１日時点で休止中または廃止済みの場合は、本報告は不要ですが、未届であれば「認可外保育施設休止・廃止届出書（別記第３号様式）」により速やかに届け出てください。

（３）上記（１）～（２）について、必要な様式は、世田谷区ホームページからダウンロードしてください。【掲載先】（ページ番号：１８５１６８）

〈<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/003/001/010/d00185168.html>〉

ホーム＞目次から探す＞子ども・教育・若者支援＞保育＞保育施設・事業＞認可外保育施設＞各種様式（認可外保育施設（ベビーホテル・事業所内・院内・その他）設置者用）

本件担当：世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課認可外保育施設担当

電話　０３（５４３２）２２２４